

市町村が地域脱炭素化促進区域の設定にあたって配慮すべき道基準の案(たたき台)

<道が設定する基準(案)>

- A 法令に基づき、その範囲が明確に定義され図示されているエリアを一律に除外
- B 促進区域の設定に際して配慮が必要なエリアや環境保全の観点から配慮が必要な事項
- C 環境省令で示されるもの以外で、事業実施にあたって環境保全の観点から配慮が必要な事項

A 促進区域から一律に除外するエリア

区分	環境省令で全国一律に示される基準の案				(参考)道内の所在数	道の基準の案(たたき台)			
	エリア	根拠法令	内容	引用元		エリア	根拠条例等	考え方	
法令に基づき、その範囲が明確に定義され図示されているエリア	環境保全の必要性が高いエリア	①原生自然環境保全地域 ②自然環境保全地域	自然環境保全法	①原生自然環境保全地域 区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく現生の状態を維持しており、当該自然環境を保全することが特に必要な地域 ②自然環境保全地域 自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域	国検討会で例示	(環境省令の案) 原生自然環境保全地域(2地域) 自然環境保全地域(1地域)	道自然環境保全地域	道自然環境保全条例	国においては原生自然環境保全地域等を全国一律に除外するエリアとすることが見込まれるため、道条例で指定する道自然環境保全地域においても同様の取扱いとしてはどうか
		国立、国定公園の特別保護地区等 (審査基準において再エネの立地を原則として認めていないエリアを想定)	自然公園法	自然公園法施行規則(許可基準) 次に掲げる地域において行われるものでないこと イ 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区 ロ 第2種特別地域及び第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等		(環境省令の案) 国立公園(6公園) 国定公園(6公園)			
		生息地等保護区	種の保存法	国内希少野生動物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合に生息地等保護区を指定		(環境省令の案) 国指定生息地等保護区(なし)	道指定生息地等保護区	道生物多様性保全条例	国においては全国一律に除外するエリアとすることが見込まれるため、道条例で指定する生息地等保護区においても同様の取扱いとしてはどうか
		鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護管理法	特別保護地区は鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要と認める区域で、一定の開発行為が制限される		(環境省令の案) 国指定鳥獣保護区(14ヶ所) のうち特別保護地区(13ヶ所) 道指定鳥獣保護区(296ヶ所) のうち特別保護地区(88所)			
法令に基づき、その範囲が明確に定義され図示されているエリア	土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリア(Bと共通)	砂防指定地	砂防法	河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な区域、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や砂礫の採取等を制限	国検討会で例示 (規制対象となっているエリアの具体的な例示がないため、岡山県太陽光発電の安全な導入を促進する条例の設置禁止区域を参考とした。)	砂防指定地 1,640箇所 (R3. 11. 30時点)			
		地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりの発生による被害を防止又は軽減するための、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある行為を規制 地下水の誘致、停滞。地下水の排除を除外、地下水の浸透を助長、のり切り又は切土など		地すべり防止区域 66箇所 (R3. 11. 30時点)			
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度30度以上の土地)。水の浸透を助長させる行為、工作物の新築、のり切り、切土、掘削、盛土、立木地区の伐採、土石の採取等を規制		急傾斜地崩壊危険区域 596箇所 (R3. 11. 30時点)			
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を明らかにし、危険周知や警戒避難体制の整備、一定の開発制限による新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転促進等を推進		土砂災害警戒区域 3,408箇所 土砂災害特別警戒区域 7,139箇所 (R3. 11. 30時点)			

B-1 促進区域の設定に際して配慮が必要なエリア

区分	環境省令で全国一律に示される基準の案				(参考)道内の所在数	道の基準の案(たたき台)			
	エリア	根拠法令	内容	引用元		エリア	根拠条例等	考え方	
促進区域の設定に際して配慮が必要なエリア	環境保全の観点から配慮が必要なエリア	自然公園法	国立、国定公園の第2種特別地域等(自然公園法に基づく指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを検討することを想定)	国検討会で例示	(環境省令の案) 国立公園(6公園) 国定公園(6公園) (道の基準の案) 道立自然公園(11公園)	道立自然公園の第2種特別地域等 ①植生の復元が困難な地域等を除く第2種特別地域及び第3種特別地域 ②普通地域	道立自然公園条例	国において全国一律に環境保全の観点から配慮が必要なエリアとすることが見込まれるため、道条例で指定する道立自然公園の一部においても同様の取扱いとしてはどうか	
	土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリア(Aと共通)	砂防指定地	砂防法	河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な区域、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や砂礫の採取等を制限	国検討会で例示(規制対象となっているエリアの具体的な例示がないため、岡山県太陽光発電の安全な導入を促進する条例の設置禁止区域を参考とした。)	砂防指定地 1,640箇所 (R3. 11. 30時点)			
		地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりの発生による被害を防止又は軽減するための、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある行為を規制 地下水の誘致、停滞、地下水の排除を除外、地下水の浸透を助長、のり切り又は切土など		地すべり防止区域 66箇所 (R3. 11. 30時点)			
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度30度以上の土地)。水の浸透を助長させる行為、工作物の新築、のり切り、切土、掘削、盛土、立木地区の伐採、土石の採取等を規制		急傾斜地崩壊危険区域 596箇所 (R3. 11. 30時点)			
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を明らかにし、危険周知や警戒避難体制の整備、一定の開発制限による新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転促進等を推進	土砂災害警戒区域 3,408箇所 土砂災害特別警戒区域 7,139箇所 (R3. 11. 30時点)						

B-2 環境保全の観点から配慮が必要な事項

区分	環境省令で全国一律に示される基準の案				(参考)道内の所在数	道の基準の案(たたき台)		
	事項	根拠法令	内容	引用元		事項	根拠条例等	考え方
環境保全の観点から配慮が必要な事項	国内希少野生動物種の生息・生育への支障	種の保存法	法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種の生息・生育への配慮	国検討会で例示	(環境省令の案) 国内希少野生動植物種(395種) (道の基準の案) 道指定希少野生動植物種(27種)	指定希少野生動植物種	道生物多様性保全条例	国において全国一律に配慮が必要な事項とすることが見込まれるため、道条例で定める指定希少野生動植物種についても同様の取扱いとしてはどうか
	騒音による生活環境への支障	環境基本法	法第16条第1項の規定に基づく、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準(環境基準)への配慮					

C 事業の実施にあたって配慮が必要な事項

道の基準の案(たたき台)		
区分	配慮事項	考え方
事業実施にあたって配慮が必要な事項	土地の安定性への配慮	切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を行うこと。
	濁水への配慮	降雨時に事業区域外に濁水が流出することがないように適切な排水計画の採用や、良質な水の安定供給に配慮した事業計画の採用など必要な対策を行うこと。
	騒音・振動への配慮	住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音・振動の影響を抑えるための必要な対策を行うこと。
	反射光への配慮	太陽光発電施設の設置にあたり、反射光への配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、反射光が差さないようパネルの向きの調整など必要な対策を行うこと。
	景観への配慮	事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点がある場合、景観への調和に配慮するための必要な対策を行うこと。
	希少動植物種への生息・生育環境への配慮	事業実施区域及びその周辺に生息する希少鳥獣等への影響を考慮し、営巣・繁殖期に工事を行わないなどの必要な対策や希少な動植物種の生息・生育環境に影響を及ぼす区域の改変を避けること。
	鳥類の移動・渡り経路への配慮	風力発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルートへの設置を避けるなどの配慮を行うこと。